

## パブリックコメント手続不実施理由書

計画の策定等の名称	「(仮称) 寒川町公共施設等総合管理計画」の策定
計画の策定等の趣旨	<p>○「<u>これからの寒川町に見合った公共施設のあり方</u>」 <u>を決めるため、公共施設等総合管理計画を策定します。</u></p> <p>町の公共施設の多くは高度成長期、人口増加期に整備されたため現在では老朽化が進み、今後は一斉に施設の更新期を迎え、財政負担が増加することが見込まれます。</p> <p>一方で少子高齢化、人口減少社会の本格的な到来により、生産年齢人口の減少による税収減と社会保障費の増加が想定され、町財政の更なる硬直化が確実視されています。</p> <p>こうした状況が想定される中、町の人口推計、財政推計などを考慮し、施設整備当時から変化した町民ニーズへの対応のため、長期的視野に立った公共施設の適正化を目指すため、公共施設等総合管理計画を策定します。</p>
パブリックコメント手続を実施しない理由	<p>○<u>寒川町パブリックコメント手続に関する規則第4条第1項第1号（公益上、迅速又は緊急を要するもの）</u>による。</p> <p>国からの要請により計画策定期限が平成29年3月までとされています。</p> <p>今後、役場内において計画内部策定委員会における議論をスタートさせ、平成28年4月からは町民も含めた外部策定委員会における計画提案、一般からの計画案募集を開始し、慎重かつ丁寧な議論、検討期間を設定するため11月下旬までを計画提案期間とします。さらに平成28年12月から2ヶ月間をかけ町の計画案決定に向けた議論を行い、平成29年2月に町計画案決定とする予定ですが、その後にパブリックコメントを実施すると国から求められている平成29年3月中までの計画決定が不可能となるため、上記規則による適用除外事項に該当し、パブリックコメント手続を不実施とするものです。</p> <p>なお、公共施設の将来を考えると町民生活に直接影響が及ぶ事案であることから、町民からの計画案や意見募集、町民ワークショップの開催、計画策定委員会中間案公表後の意見募集など、計画策定の早い段階から町民の皆様から意見を頂く機会を設けます。</p>
計画の策定等の実施予定時期	平成28年度中に公共施設等総合管理計画を策定し公表
問い合わせ先	総務部総務課管財担当 電話74-1111 内線211